

## 学生支援緊急給付金給付事業について

新型コロナウイルス感染症拡大による影響で、経済的困難な状況に陥っている家庭から自立した学生等が、学びを継続できるよう、国の事業として「学生支援緊急給付金給付事業」が実施されます。ついては、以下のとおり本学の学生からの申請を受け付けますので、文部科学省 HP に掲載されている手引き等をよく確認の上、希望する場合は以下のとおり申請してください。

### 【支給金額】

住民税非課税世帯の学生等 20万円  
上記以外の学生等 10万円

### 【手引き・申請書類掲載文部科学省 HP】

[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/hutankeigen/mext\\_00686.html](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/mext_00686.html)

### 【申請書類】

1. 学生支援緊急給付金申請書
2. 誓約書
3. 申請書に記載の添付書類

※任意提出となっている書類も、原則提出すること。

### 【提出先等】

(静岡キャンパス所属学生)

申請方法：持参を原則とする（郵送等での提出も可）

申請日時：令和2年6月8日（月）～6月10日（水）9：00～17：00  
（郵送の場合は、令和2年6月10日（水）17：00必着）

提出先：学生会館3階大ホール

（郵送の場合は422-8529 静岡県静岡市駿河区大谷836  
静岡大学学務部学生生活課学生企画係）

問合せ先：gakuseikyufu@adb.shizuoka.ac.jp

(浜松キャンパス所属学生)

申請方法：持参を原則とする（郵送等での提出も可）

申請期日：令和2年6月10日（水）17：00（郵送の場合は6月10日（水）必着）

提出先：432-8561 静岡県浜松市中区城北3-5-1

静岡大学浜松キャンパス事務部浜松学生支援課学生支援係窓口

**【注意事項】**

- ①申請内容に虚偽があった場合は給付金を返金することになるため、手引きや記載内容を十分確認の上、申請すること。
- ②日本学生支援機構の奨学生である場合は、必ず奨学生番号を記載すること。
- ③申請書類をもとに選考するため、提出可能な添付書類については、全て提出すること。特に新制度Ⅰ区分受給者以外の学生で住民非課税世帯の学生は家計支持者の最新の住民税非課税証明書（写し可）を提出すること。
- ④多子（3人以上）世帯の者、ひとり親世帯の者、自宅生でも家族から学費等の支援を受けていない者、既存制度の利用を予定している者は、必ずその旨を「3. 申し送り事項」に、わかりやすく記載すること。
- ⑤証明書類等の提出が申請期日に間に合わない場合には、その旨申し添えて期限内に申請すること。
- ⑥家庭からの仕送り予定額（年額）には、授業料負担分や家賃、光熱水料を、家庭が直接負担している場合には、それらも含めて記入すること。

令和2年5月25日

副学長（学生支援担当）寺村 泰